

Newsletter

平成24年度税制改正案

Contents

▶ 法人課税	2
▶ 国際課税	4
▶ 金融・証券税制	9
▶ 消費課税	10
▶ 環境関連税制	10
▶ 資産課税	11
▶ 所得税	12
▶ 関税	15
▶ 納税環境整備	16

平成23年12月10日に、政府税制調査会により取りまとめられた「平成24年度税制改正大綱」が公表されました。

本ニュースレターにおいては、「平成24年度税制改正大綱」のうち、法人課税、国際課税、金融・証券税制、消費課税等における主な改正・見直し事項をご紹介します。

また、平成24年度税制改正大綱に掲載されている改正内容の解説後に、必要に応じて改正点のポイントや新制度の留意点などを四角枠の中に掲載しています。改正内容と併せてご参照ください。

なお、一部項目については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

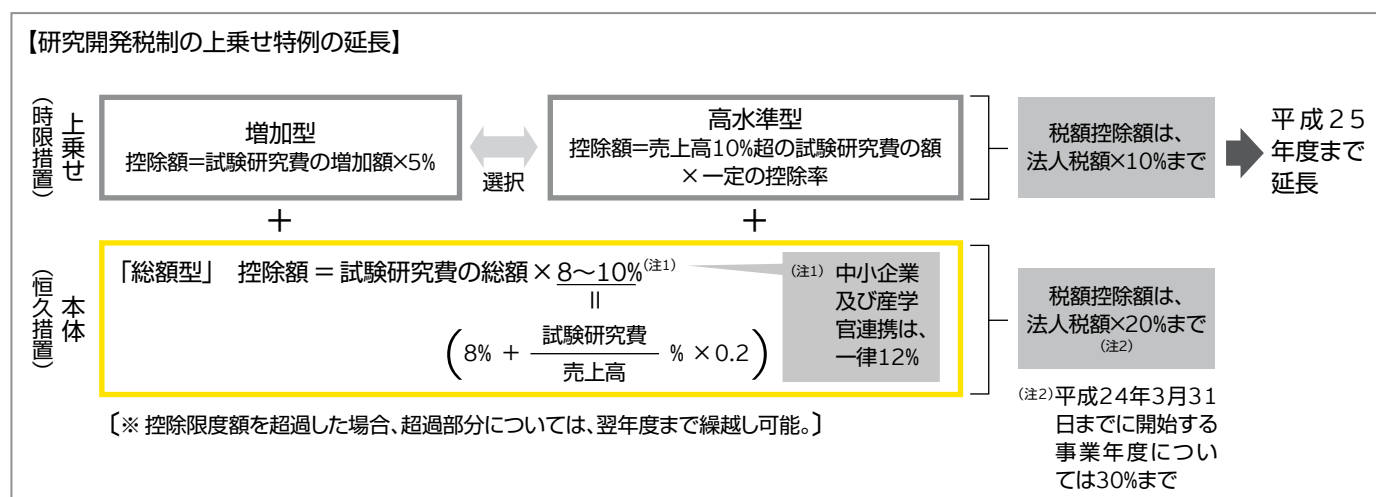
法人課税

歴史的な水準の円高等を背景に産業の空洞化が懸念される中、国内での企業活動を活性化させ、雇用の維持・拡大を図っていくこと、また、東日本大震災からの復興を着実に達成し、これを我が国全体の経済成長につなげていくことが重要な課題となっています。このような観点から、法人税について以下のような所要の措置が講じられます。

(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の上乗せ特例の延長

厳しい事業環境の中、我が国における研究開発投資を促進し、経済の下支えを図る観点から、平成23年度末で期限切れを迎える研究開発税制の上乗せ特例の適用期限が延長されます。

具体的には、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限が2年延長されることとなります。



(出典：経済産業省 「平成23年度税制改正について」(参考資料)平成22年12月 5ページに基づいて作成)

(2) 環境関連投資促進税制の拡充

平成24年夏から導入される再生可能エネルギーの全量買取り制度を効果的なものとし、再生可能エネルギー投資を促進する観点から、平成23年度税制改正で創設された環境関連投資促進税制の拡充措置が設けられます。

具体的には、環境関連投資促進税制について、対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のものに限定した上、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に当該設備の取得等をし、その事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却(即時償却)が可能となります。

本号は、平成23年12月10日に公表された「平成24年度税制改正大綱」に基づいて作成しています。文中はすべて「大綱」と省略して記載しています。

- ▶ 「平成24年度税制改正大綱」は、内閣府(<http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/>)又は財務省(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/index.html)のページに掲載されています。これらのページより最新情報をご確認ください。

(3) 中小企業税制の特例措置の延長等

- ① 中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。
- ② 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。
- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

(4) 原子力災害からの復興支援措置の創設

原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を支援するため、福島復興再生特別措置法(仮称)の策定が予定されています。これに伴って福島県に設置される復興産業集積区域を対象とした特例措置及び避難解除区域へ復帰する事業者を支援するための特例措置が設けられます。

① 福島県全域に係る措置

福島復興再生特別措置法(仮称)の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、特定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができる次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における措置について、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画も同様に、これに基づき適用することができます。

- ▶ 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(平成28年3月31日まで即時償却が可能)
- ▶ 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度、等

② 避難解除区域に係る措置

避難解除区域へ復帰する事業者を支援するために、以下の措置が講じられます。

- ▶ 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設
- ▶ 避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の創設

(5) その他

- ① 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の買換え資産の見直しを行った上、その適用期限が3年延長されます。
 - ▶ 土地等の範囲を事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうちその面積が300㎡以上のものに限定
 - ▶ 貨物鉄道事業用の機関車の範囲から入換機関車を除外
- ② 海外投資等損失準備金制度の適用期限が2年延長されます。
- ③ 平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、いわゆる閉鎖型適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについて、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられます。
- ④ 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が2年延長されます。

国際課税

(1) 国外財産調書制度の創設

① 国外財産調書の提出

- (a) その年の12月31日において価額の合計額が5千万円を超える国外に所在する財産(以下「国外財産」)を有する居住者は、当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」)を、翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならないことになります。

財産の評価については、原則として「時価」となります。ただし、「見積価額」とすることも可能です。

- (b) 国外財産調書に記載した国外財産については、所得税法の規定にかかわらず、財産債務明細書への内容の記載は要しないこととされます。

この場合、運用上、財産債務明細書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載することになります。

② 過少申告加算税等の特例

- (a) 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の特例

国外財産に係る所得税(国外財産から生じる利子・配当や国外財産の貸付・譲渡による所得に係るものなど)又は相続税について申告漏れ又は無申告(以下「申告漏れ等」)がある場合において、提出された国外財産調書(更正・決定を予知して期限後に提出されたものを除く)に、当該申告漏れ等に係る国外財産の記載があるときは、当該記載がある部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、通常課されるこれらの加算税額から当該申告漏れ等に係る所得税又は相続税の5%に相当する金額を控除した金額とされます。

- (b) 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の特例

国外財産に係る所得税について申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書の提出がないとき(更正・決定を予知して期限後に提出されたときを含む)又は提出された国外財産調書に当該申告漏れ等に係る国外財産の記載がない(記載不備を含む)ときは、当該提出又は記載がない部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、通常課されるこれらの加算税額に当該申告漏れ等に係る所得税の5%に相当する金額を加算した金額とされます。

③ その他

- (a) 国外財産調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定が整備されます。
- (b) 国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則が設けられます。法定刑は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とし、併せて、情状免除規定が設けられます。
- (c) その他所要の措置が講じられます。

この改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます(上記③(b)の罰則については、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます)。

- ▶ 国外財産に係る情報については、執行管轄権の制約から国外の金融機関等から情報収集することは困難であり、租税条約に基づく外国当局との情報交換において網羅的に情報提供を要請することも困難です。近年、国外財産に係る所得の申告漏れや相続財産の申告漏れが増加傾向にある中、内国税の適正な課税と徴収に資するため、一定額を超える国外財産を保有する個人(居住者)に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度の創設です。
- ▶ 調書提出の促進策(インセンティブ)として、仮に申告漏れ等が発覚した場合においても、調書に記載がある部分については過少(無)申告加算税を軽減する措置(逆に調書不提出等に係る部分については加重する措置)が整備されています。

(2) 関連者間の利子を利用した租税回避への対応(過大支払利子税制の導入)

① 概要

法人の関連者に対する純支払利子等の額が調整所得金額の50%を超える場合には、その超える部分の金額は、当期の損金の額に算入しないものとされます。

② 関連者の範囲

関連者の範囲は、その法人との間に直接・間接の持分割合50%以上の関係にある者及び実質支配・被支配関係にある者並びにこれらの者による債務保証を受けた第三者等となります。

③ 関連者に対する純支払利子等の額

関連者に対する純支払利子等(以下「関連者純支払利子等」)の額は、関連者に対する支払利子等(以下「関連者支払利子等」)の額の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額を控除した残額とされます。

A 関連者支払利子等

- (a) 支払利子等の範囲は、利子、利子に準ずるもの(リース取引に係る利息相当額を含む)及び関連者保証による借入れに伴う保証料等とします。
- (b) 関連者支払利子等には、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等は、含まれないものとされます。
- (c) 関連者支払利子等には、その関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者において我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等は、含まれないものとされます。

B 関連者支払利子等の額の合計額に対応する受取利子等

- (a) 受取利子等の範囲は、利子及び利子に準ずるもの(リース取引に係る利息相当額を含む)とされます。
- (b) 関連者純支払利子等の額の計算において関連者支払利子等の額の合計額に対応するものとして控除される受取利子等の額は、総受取利子等の額から上記A(b)の債券現先取引等に係る支払利子等に相当する金額を控除した残額のうち関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額(上記A(b)の債券現先取引等に係る支払利子等に相当する金額を除く)に占める割合に応じた金額とされます。
- (c) その法人が関連者である居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する非居住者若しくは外国法人から受ける利子等(以下「国内関連者受取利子等」)の額は、原則として上記(b)の総受取利子等の額に含まれないものとされます。ただし、これらの関連者が非関連者又は国内に恒久的施設を有しない非居住者若しくは外国法人から利子等の支払を受ける場合には、その金額は、国内関連者受取利子等の額を限度として、上記(b)の総受取利子等の額に含まれるものとされます。

④ 調整所得金額

調整所得金額は、当期の所得金額に、関連者純支払利子等、減価償却費等及び受取配当等の益金不算入額等を加算し並びに貸倒損失等の特別の損益について加減算する等の調整を行った金額とされます。

⑤ 繰越損金不算入額

当期の関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本制度の適用により損金不算入とされた金額(以下「繰越損金不算入額」)があるときは、その関連者純支払利子等の額と調整所得金額の50%に相当する金額との差額を限度として、当期の損金の額に算入するものとされます。

⑥ 適用除外基準

次のいずれかに該当する場合には、本制度を適用しないものとされます。

- (a) その事業年度における関連者純支払利子等の額が1千万円以下であること
- (b) その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の50%以下であること

なお、上記(b)の総支払利子等の額には、関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者において我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等は、含まれないものとされます。

⑦ 連結納税における本制度の適用

連結納税における本制度は、以下のとおり、連結グループを一体として適用するものとされます。

A 損金不算入額

- (a) 各連結法人の関連者支払利子等の額の合計額からこれに対応する受取利子等(グループ内の他の連結法人からの受取利子等を除く)の額の合計額を控除した残額が、連結調整所得金額の50%を超える場合には、その超える部分の金額は当期の損金の額に算入しないものとされます。
- (b) 連結調整所得金額の計算における調整は、原則として単体納税の場合と同様とされます。ただし、グループ内の他の連結法人からの受取配当等に係る益金不算入額等については加算の対象としない等の調整を行うものとされます。

B 適用除外基準

次のいずれかに該当する場合には、本制度を適用しないものとされます。

- (a) その連結事業年度における各連結法人の関連者純支払利子等の額の合計額が1千万円以下であること
- (b) その連結事業年度における各連結法人の関連者支払利子等の額の合計額が各連結法人の総支払利子等の額の合計額の50%以下であること

なお、上記(b)の総支払利子等の額には、関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者において我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等は、含まれないものとされます。

⑧ 他の制度との関係

(a) 本制度と過少資本税制との適用関係

本制度と過少資本税制の双方が適用となる場合には、その計算された損金不算入額のうちいずれか多い金額が当期の損金不算入額とされます。

(b) 本制度と外国子会社合算税制との適用関係

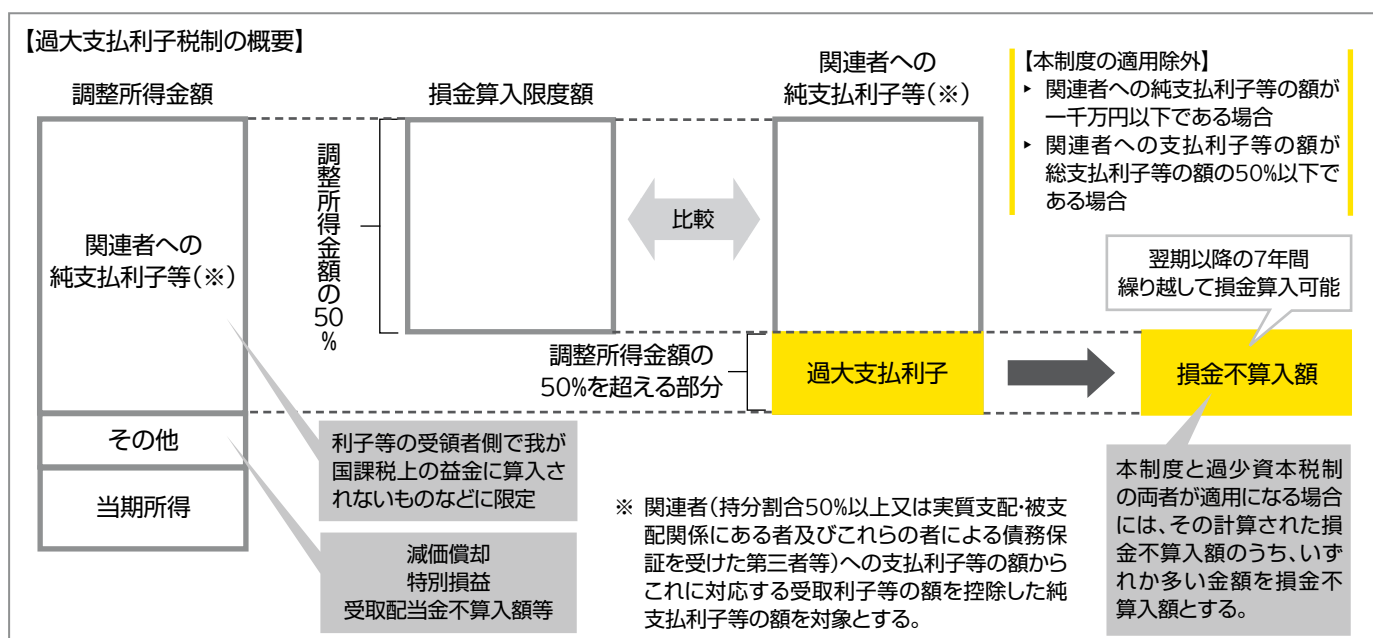
内国法人が関連者である外国子会社等に対して支払った利子等につき外国子会社合算税制と本制度の双方が適用となる場合には、本制度による損金不算入額(その外国子会社等に対する支払利子等に係る部分に限る)から外国子会社合算税制による合算所得(その外国子会社等に係るものに限る)に相当する金額を控除する等の調整を行うものとされます。

⑨ その他

- (a) 適格合併又は100%子会社の解散による残余財産の全部分配が行われた場合において、被合併法人又はその子会社が繰越損金不算入額を有するときは、その繰越損金不算入額を合併法人又は親会社に引き継ぐものとされます。
- (b) その他所要の措置が講じられます。

この改正は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

- ▶ 制度趣旨としては、日本企業が海外関連会社等に多額の利子を払うことによって意図的に日本の課税所得の圧縮をはかることを防ぐ、というものです。これは、現行の「過少資本税制」によっても対応が手当てされているものですが、「過少資本税制」が資本に対して負債が過大(3:1超)なケースに対応する制度であるのに対して、新制度は「所得金額に比して支払利子額が過大なケース」に対応するものです。
- ▶ 特に新制度の影響を受ける会社は、海外親会社等からの借入金(関連者保証付の銀行借入金等も含む)を原資として日本企業のM&Aや活発な国内事業展開を行っている外資系持株会社、SPC等であると思われます。制度の適用開始(平成25年4月1日以後に開始する事業年度から)まで若干の時間がありますが、影響を受ける企業は早急に税負担増加額などの試算を行い、場合によっては日本における投資・資本形態、ファイナンス形態の見直しを行う必要があります。
- ▶ 会社の損益状況に関わらず、通常、利払い金額は每期一定額発生するものです。関連者への利払いが大きい会社の場合、収益が低迷している場合にも損金不算入利子額が発生する(つまり法人税額が増える)可能性があるので注意が必要です。



(出典：第21回政府税制調査会(平成23年12月1日)資料に基づいて作成)

(3) 外国子会社合算税制の見直し

内国法人等が外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の適用を受けた外国孫会社から外国子会社を通じて受けた配当等(以下「間接配当等」)の額がある場合の二重課税調整について、内国法人等がその事業年度末に最も近い日に外国子会社から受けた配当等の支払に係る基準日又はその基準日に相当する日(現行:事業年度末)における内国法人等の外国子会社に対する持株割合を用いてその間接配当等の額を計算することとされます。

(4) 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備

税務行政執行共助条約等における徴収共助等に関する規定についての国内担保法を整備する観点から、以下の措置が講じられます。

- ▶ 外国租税債権の優先権の否定に関する規定の整備
- ▶ 徴収共助等を実施しない事由の整備
- ▶ 徴収共助等の実施のための手続等の整備
- ▶ 送達共助の実施のための手続等の整備
- ▶ その他所要の措置

この改正は、平成25年7月1日から適用されます。

(5) 非居住者及び外国法人に対する課税原則の見直し

非居住者及び外国法人に対する課税原則については、OECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態や影響等を考慮しつつ、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討が行われる予定です。

金融・証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の事務手続きの簡素化

平成23年度の税制改正で平成26年から導入されることとなった非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、制度の普及・利用の促進のため、次の措置が講じられます。

① 非課税口座年間取引報告書

繰越取得対価の額の記載を不要とするとともに、非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載することとされます。

② 口座開設手続きの簡素化

非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出することができることとされます。

(2) 振替公社債等の非課税制度の見直し

① 日本版レベニュー債の非課税債券化

振替社債等の利子等の非課税制度について、非課税の対象外とされる利益連動債の範囲から、東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債(地方公共団体が債務保証をしないものに限り、)が除外されることとなります。

この改正は、平成24年4月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子等について適用することとされています。

- ▶ レベニュー債とは、公社等が発行する利子が当該公社等の利益に連動する債券で、住宅、水道、高速道路等のインフラを整備する資金を調達する目的で発行されるものが想定されています。このようなレベニュー債は一般的に租税回避目的で発行される可能性がないため、通常の債券と同様に非課税制度の適用対象とされるものと思われます。今回は東日本大震災の復興資金を調達するために発行される債券が対象とされており、海外投資家からも資金調達しやすくなることが期待されています。

② 受益者等課税信託に関する運用の円滑化

振替公社債等の利子等の非課税制度について、特定振替機関の営業所等を通じて振替記載等を受けている受益者等課税信託(外国年金信託を除きます。)の信託財産に属する振替公社債につき支払を受ける利子等に係る非課税適用に関する手続き(非課税適用申告書の提出等)においては、当該特定振替機関に代えて、当該受益者等課税信託の受託者がその手続きを行うこととされます。

この改正は、平成24年4月1日以後にその計算期間が開始する振替公社債等の利子等について適用することとされています。

- ▶ 平成23年度の税制改正で、外国年金信託を通じて振替公社債等を保有する外国法人等に関して、非課税適用のための手続きが明確化されましたが、今回は外国年金信託以外の受益者等課税信託について、受託者が手続きを行うことで非課税措置の適用が受けられることが明らかにされます。

消費課税

消費税・地方消費税については、社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成に向け、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じるとの方針が示されています。平成23年12月末までに政府与党素案の決定及び平成24年3月頃に法案提出が見込まれています。

環境関連税制

(1) 車体課税

車体課税については、自動車産業を巡る状況、地球温暖化対策や国及び地方の財政状況などを踏まえて、簡素化、グリーン化、負担の軽減等の観点から、自動車重量税の見直し(重量税の上乗せ部分を段階的に廃止)、エコカー減税の延長(対象車種を絞った上で平成27年4月まで3年間延長)等が行われます。

(2) エネルギー課税

我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度税制改正では、「地球温暖化対策のための税」が盛り込まれましたが、国会における審議の結果、この改正事項については見送られました。

この改正事項については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成24年度税制改正において、引き続き、実現が図られることになりました。

① 「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率(石油石炭税)

原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とされ、その結果、上乗せ分を合わせた石油石炭税の税率は、次のとおりです。

	原油・石油製品〔1kl当たり〕	ガス状炭化水素〔1t当たり〕	石炭〔1t当たり〕
現行	2,040円	1,080円	700円
改正案	2,800円	1,860円	1,370円

上記の改正は平成24年10月1日から実施され、次のとおり所要の経過措置が講じられます。

	原油・石油製品〔1kl当たり〕	ガス状炭化水素〔1t当たり〕	石炭〔1t当たり〕
現行	2,040円	1,080円	700円
平成24年10月1日	2,290円	1,340円	920円
平成26年4月1日	2,540円	1,600円	1,140円
平成28年4月1日	2,800円	1,860円	1,370円

② 石油石炭税に係る免税・還付措置

現行石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている以下については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても、免税・還付措置が適用されます。

- ▶ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等
- ▶ 輸入特定石炭
- ▶ 沖縄発電用特定石炭
- ▶ 輸入・国産農林漁業用A重油
- ▶ 国産石油アスファルト等

資産課税

(1) 相続税の連帯納付義務の見直し

相続税の連帯納付義務について、次の場合には連帯納付義務が解除されます。

- ▶ 申告期限等から5年を経過した場合(ただし、申告期限等から5年を経過した時点で連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることができることとされます。)
- ▶ 納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合

この改正は、平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用されます。ただし、同日において滞納となっている相続税についても、上記の改正と同様の扱いとされます。

- ▶ 相続後長期間が経過した後、連帯納付義務の履行を求められる事例があったことなどから、連帯納付義務者の負担を軽減させるために今回の緩和措置が講じられることになりました。

(2) 贈与税の見直し(住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例の延長・拡充等)

① 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額等の見直し

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられます。

(a) 非課税限度額(現行1,000万円)が次の通りとされます。

	省エネルギー・耐震性を備えた 良質な住宅用家屋の場合(注1)	左記以外の場合(注2)
平成24年中に住宅取得等資金の 贈与を受けた者	1,500万円	1,000万円
平成25年中に住宅取得等資金の 贈与を受けた者	1,200万円	700万円
平成26年中に住宅取得等資金の 贈与を受けた者	1,000万円	500万円

(注1) 東日本大震災により住宅用家屋が滅失等をした者(当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含みます。以下「東日本大震災の被災者」)については、非課税限度額が1,500万円とされます。

(注2) 東日本大震災の被災者については、非課税限度額が1,000万円とされます。

(b) 適用対象となる住宅用家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、240㎡が上限とされます。

(c) 適用期限が平成26年12月31日までとされます。

この改正は、平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

② 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長

贈与者である親の年齢が、65歳未満の場合においても適用を受けることができる住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が3年間延長されます。

所得税

(1) 給与所得控除の見直し

① 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について245万円の上限が設けられます。

現行		改正案	
給与等の収入金額	給与所得控除	給与等の収入金額	給与所得控除
1,000万円超	収入金額 × 5% + 170万円	1,000万円超1,500万円以下	収入金額 × 5% + 170万円
—	—	1,500万円超	245万円

- ▶ この改正は、平成23年度税制改正で積み残されていた項目となります。現行制度では、給与所得控除については、給与等の収入金額が増額するとそれに比例して給与所得控除額も増額する仕組みです。改正により、高額所得者に対して、一定の制限を設けることにより、所得再分配機能を回復させる狙いがあると考えられます。

(2) 特定支出控除の見直し

特定支出控除について次の見直しが行われます。

① 特定支出の範囲の拡大

特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されます。

- (a) 職務遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
 - (b) 職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費及び職務に通常必要な交際費(勤務必要経費)
- その年中に支出した(b)の勤務必要経費の金額の合計額が65万円を超える場合には、65万円が限度とされます。

② 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し

その年の特定支出の額の合計額が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合(現行:給与所得控除額を超える場合)は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができます。

- (a) その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下の場合…その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
- (b) その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合…125万円

(計算例)

その年中の給与等の収入金額が1,500万円、特定支出が150万円の場合

- (イ) 給与所得控除額 245万円
- (ロ) 特定支出控除額 $150万円 - 245万円 \times 1/2 = 27.5万円$
- (ハ) 所得控除額 (イ) + (ロ) = 272.5万円

- ▶ この改正は、平成23年度税制改正で積み残されていた項目となります。これまで特定支出の範囲が通勤費などの一部の支出に限られており、かつ、特定支出が給与所得控除額を超えないと適用がないことから、特定支出控除の適用実績がほとんどありませんでした。適用範囲を拡大することにより適用実績を増やす狙いがあるものと考えられます。

上記の(1)(2)の改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

(3) 短期勤務役員の退職所得課税の見直し

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の役員等(役員等としての勤続年数が5年以下の者に限られます。)が当該退職手当等の支払者から役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受けるもの(以下「役員退職手当等」といいます。)に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されます。

「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ▶ 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ▶ 国会議員及び地方議会議員
- ▶ 国家公務員及び地方公務員

- ▶ この改正は、平成23年度税制改正で積み残されていた項目となります。退職金の課税所得は、他の所得に比して控除額が大きく、かつ、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする分離課税であることから、租税回避の余地があることが従前より指摘されていました。例えば、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受け取りを繰延べて高額な退職金を受取るという事例もあったため、今回の改正が行われるものと考えられます。

この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

(4) 特定居住用財産等の特例の見直し

① 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

譲渡資産の譲渡対価に係る要件が現行の2億円から1.5億円に引下げられた上で、その適用期限が2年間延長されます。

この改正は、平成24年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

② その他

居住用財産の買換え等の場合及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年間延長されます。

(5) 住宅借入金特別控除の拡充

低炭素まちづくり促進法(仮称)の制定に伴い、同法に規定する認定省エネルギー建築物(仮称)のうち一定の住宅(以下「認定住宅」といいます)の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成24年又は平成25年に居住した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が次の通りとされます。

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年間	4,000万円	1%
平成25年	10年間	3,000万円	1%

なお、当該認定住宅に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率についても、次の措置が講じられます。

- ▶ 所有権の保存登記 1,000分の1(本則1,000分の4)
- ▶ 所有権の移転登記 1,000分の1(本則1,000分の20)

(6) その他

① 源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例の見直し

給与の支給人員が常時10人未満である事業者が、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限が翌年1月20日(現行:翌年1月10日)とされます。

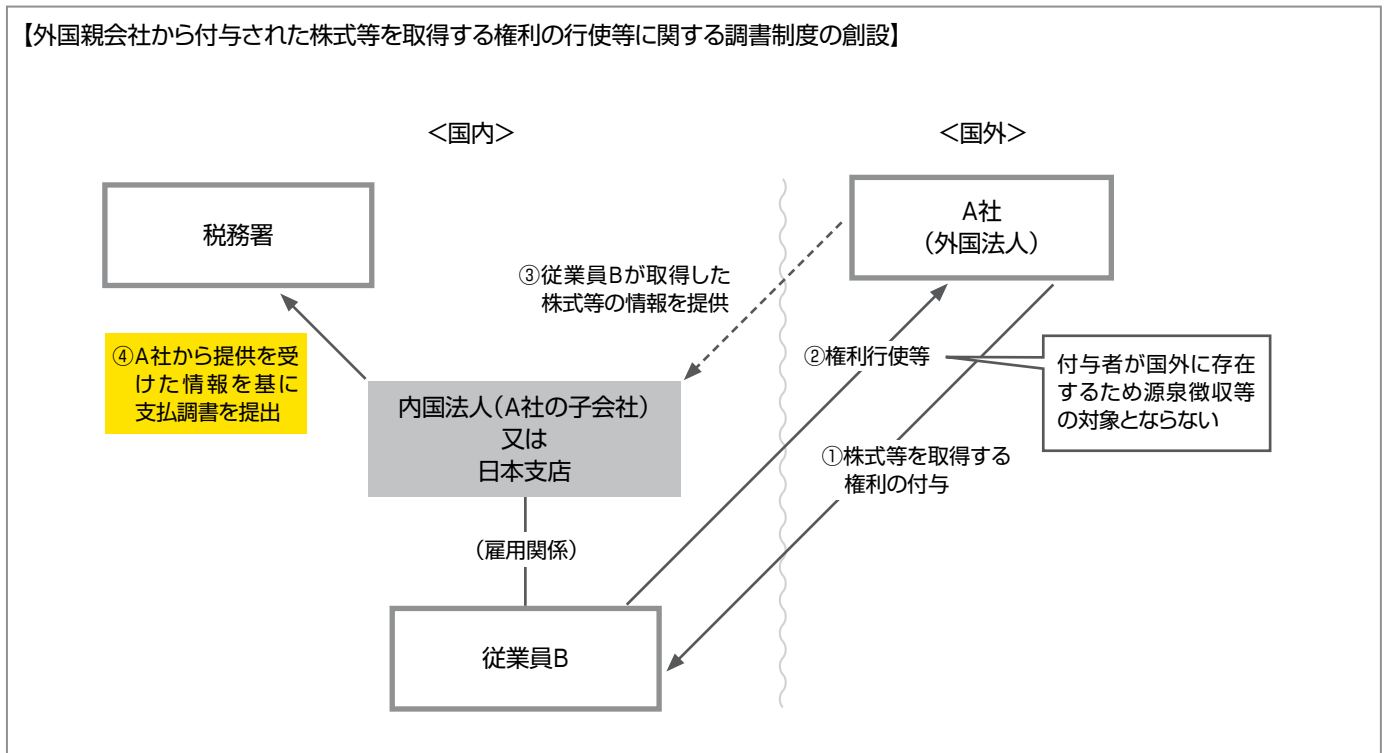
この改正は、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

- ▶ 現行でも所得税の納期限の特例(租法41の6)の適用により翌年1月20日を納期限とすることができますが、本改正で租税特別措置法上の取扱いから所得税法上の取扱いへと変更される予定です。

② 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設

外国親会社から内国子法人の従業員等に対して株式等が直接付与されることによる所得の申告漏れが多数把握されている状況を踏まえ、外国法人がその発行済株式等の50%以上を保有する内国法人の役員若しくは従業員である居住者等が、当該外国法人から付与された株式等を取得する権利の行使等をした場合には、当該内国法人等は外国株式等を取得する権利の行使等に関する調書を、その行使等があった日の属する年の翌年3月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととされます。

この制度は、平成25年1月1日以後に提出すべき調書について適用されます。



(出典：第21回政府税制調査会(平成23年12月1日)資料)

関税

(1) MFN税率の一部引下げ

平成24年度より、下記の通り、漢方薬原料とふっ化水素のMFN税率(WTO加盟国からの輸入に適用される税率)が無税となります。

関税率表番号	主な品名	MFN税率	
		現行税率	改正税率
0910.10-2-(2)ex	しょうが (生鮮のもの以外のもの)	2.5%	0%
1211.90-4ex	主として香料用、医療用等に 供するその他の植物	2.5%	0%
2811.11	ふっ化水素	3.3%	0%

- ▶ しょうが及びその他の植物のうち、MFN税率が引下げられるのは漢方薬原料のみで、漢方薬原料以外については、平成24年4月1日以降も現行税率が適用される見込みです。

(2) 特惠関税制度に係る改正

特惠関税制度は、開発途上国を支援する観点から、開発途上国の輸出所得を増大させることや、工業化を促進することにより、開発途上国の経済発展を支援するために、先進国が開発途上国の産品に対して一般の関税率よりも低い特惠税率を適用する制度です。

① 国別・品目別特惠適用除外措置に基づく対象品目の見直し

産品の国際競争力を勘案して、平成24年度より、中国を原産地とする以下の品目が新たに特惠適用除外となります。

関税率表番号	主な品名	MFN税率	特惠税率
2005.99-2-(4)-(A)-(b)	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜	12%	9.6%
28.11	その他の無機酸及び 無機非金属酸化物	3.3~3.6%	0%
65.04	帽子	4.4%	0%
70.07	安全ガラス	3.5%	0%
90.04	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡 その他の眼鏡	5.3%	0%

- ▶ 平成24年4月1日以降に中国を原産地とするこれらの品目を輸入する際には、MFN税率が適用されます。ふっ化水素のみ、平成24年4月1日よりMFN税率が0%に引下げられるため、引き続き無税で輸入することが可能です。

② 高所得国に係る特惠適用除外措置に基づく対象国の見直し

世界銀行統計において3年連続で「高所得国」に該当したため、平成24年4月1日より、次の国が特惠適用の対象から除外されます。

特惠適用除外国:

- ▶ 英領アンギラ地域
- ▶ 英領ヴァージン諸島地域
- ▶ 英領ジブラルタル地域
- ▶ 英領タークス及びカイコス諸島地域
- ▶ 英領フォークランド諸島及びその附属諸島地域
- ▶ スペイン領カナリー諸島地域
- ▶ スペイン領セウタ及びメリリア地域

一方、平成24年度よりコンボが特惠受益国として追加されます。

(3) 通関関係書類の簡素化

現在、輸出入申告に際して仕入書の提出が義務付けられていますが、通関関係書類のペーパーレス化を推進するため、平成24年7月1日より、税関が必要と判断する場合にのみ提出が求められることとなります。その際、仕入書の保存義務等、所要の措置が講じられる見込みです。

納税環境整備

平成27年1月に「社会保障・税に関わる共通番号制度」の導入が予定されています。税務分野においても、番号制度の目的に沿って、所得把握の適正化・効率化や納税者利便の向上を図るため、番号制度の具体化を受けて、税制上必要となる対応が図られることとなります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20111216-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなひでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。